

三重県立総合医療センター火災報知設備副受信機取替工事 特記仕様書

1. 適用

本仕様書は、三重県立総合医療センターが発注する、「三重県立総合医療センター火災報知設備副受信機取替工事」に適用する。

なお、本仕様書及び図面に記載されていない事項は、公共建築工事標準仕様書（「電気設備工事編」平成 31 年版）による。

2. 履行場所

四日市市大字日永 5450 番地 132 三重県立総合医療センター

3. 履行期間

契約の日から令和 4 年 9 月 30 日まで

4. 工事仕様

本仕様は基本的な事項を定めたものであり、発注者の承諾を得たうえで受注者の推奨する技術をもって施工するものとするが、この技術に起因する支障等が発生した場合は受注者の責により対応するものとする。

4-1. 工事概要

(1) 4 東病棟火災報知設備副受信機取替	1 式
(2) 上記工事にともなう電気設備工事	1 式
(3) 上記工事に伴う試験調整	1 式

5. 仮設・養生

工事期間中、作業員及び資機材の落下防止等、安全確保のための仮設ならびに既存部分への破損・汚損防止のための養生を必要に応じ行うものとする。

6. 施工条件

- (1) 本工事は病院運営しながらの施工となるため、病院運営に支障のないように、病院関係者及び監督員と工法、日程の協議、調整を行い施工するものとする。
- (2) 工事に伴う作業員の出入り、資機材等搬出入及び既存物の撤去等による騒音、振動、塵埃発生については、工法、機種選定、配置、工事動線経路について、十分検討を行うとともに、病院関係者及び監督員と協議を行うものとする。

7. 労働災害の防止

- (1) 労働安全衛生に十分留意し、作業時には労働災害が発生しないよう細心の注意を払うものとする。
- (2) 交通安全について十分な注意を払うものとする。
- (3) 作業責任者は、作業実施前に作業員全員に対し、作業内容及び転落等の恐れのある場所等、危険個所における作業上の注意事項を指示するものとする。

8. 災害発生時の対応

災害等により施工が困難な場合は、一時休工とし、監督員と調整し現場の安全を確認または確保したうえで再開するものとする。

9. 提出書類

作業結果報告書	1部
写真帳	1部
その他必要なもの	

10. その他

本工事にて発生した撤去品は関係諸法令に基づき、適切に処分するものとする。

11. 疑義

本仕様書に記載の無い事項については、監督員と協議のうえ決定するものとする。